# 被保険者証が一 斉更新されます

9月中旬に新しい被保険者証をお送りします。 現在使用中の国民健康保険者証は9月30日で有効期限が切れます。

すので確認してください。 があります。 を世帯主宛に簡易書留で郵送しま れます。被保険者全員分の保険証 民課まで取りにきていただく場合 格証明書の人については、 ただし、短期保険者証または資 被保険者証は1人に1枚交付さ 直接住

てください。 住所などに間違いがないか確認し 記載されている氏名・生年月日・

窓口で手続きをお願いします。 必要です。 民健康保険被保険者証、 職場の健康保険に加入した場合 国民健康保険脱退の手続きが 住民課または富来支所総合 職場の健康保険証と国 印鑑を持

【お問い合わせ先】

住民課

国民健康保険担当 **23** 32

-91 2

窓口までお持ちいただくか、 証は、住民課または富来支所総合 身で廃棄処分してください。 有効期限の切れた古い被保険者 ご自

## 被保険者証裏面につい

欄に記入してください。 てあります。臓器提供の意思を表 名年月日」「本人署名」「家族署名\_ 示する人は、内容をよく読んで「署 臓器提供意思表示欄」 を設

### 裏面

意 事 項 志賀町役場住民課 TEL 0767-32-9121 保険医療機関等で診療を受けようとするときは、この証を窓口に提示してください。 なお、高齢受給者証の適用を受けることができる方は、この証に高齢受給者証を添 えて提示してください。 他の健康保険への加入等で被保険者の資格がなくなったとき等は、14日以内に届 注 意

け出てください。 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます

※特別の事情がないのに保険税を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

※以下の欄に記入することにより、業器提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

私は、臓器を提供しません。 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄: 署名年月日: 年

家族署名(自筆):

### 新しい保険証 表面

国民健康保険 有効期限 平成 25 年 9 月 30 日 被保険者証

> 記号・番号 50019999

被保険者 太郎 氏 名

性 别 男 生年月日 昭和 20年 10月 所 住 志賀町末吉千古100番地

太郎 世带主氏名 志賀 12 年 取得年月日 平成 12 月 1日 保険者名 平成 24 年 10 交付年月日 月 志賀町雪龍県 保険者番号 170720

※新しい保険証の色は「薄緑色」です

### 新薬 医薬品」 「ジェネリック医薬品」とは 希望カード」の **问封について**

きます。 じ成分、 中や調剤薬局で 切れてから発売された「後発 ク医薬品希望カード」 したい場合は、 め薬代を安く抑えることがで つものです。 ジェネリック医薬品を使用 (先発医薬品) の特許が 同じ効能・ のことで、 開発費が安いた 病院での診 「ジェネリッ 効果を 新薬と同 を見せ ŧ

※ジェネリック医薬品は、 談 ごとに微妙な違いがありま 効成分が同じでもメー すので、 に 一戻すことをお勧めします。 違 和感がでたら新 医師や薬剤師に カー 相 有

゙ジェネリック医薬品

### 40~74歳の志賀町国民健康保険被保険者の人へ

### 特定健康診査はもう受けられましたか?

~ 年1回は受診し、自分の健康を確認しましょう ~

内臓脂肪の蓄積による生活習慣病を未然に防ぐための「特定健康診査」の受診期限が近づいています。

### 急いでください!

町内医療機関での健診実施期間は、9月29日(土)までです。

※対象者には、5月中旬に特定健康診査受診券をお送りしています。紛失された人は、再発行しますので住民課または保健福祉センターまでご連絡ください。

### 〈優良家庭報償事業のご案内〉

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を授与しています。

特定健康診査を受けていること、ならびに受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 保健福祉センター ☎ 32-0339 住民課 ☎ 32-9121

### 第8回 法貨町(建康フェア 2012

入場無料

■テーマ 「食育を通じて健康でいきいきと安心して暮らせる町」

**■**日 時 **9**月**30**日(**日**) 9時30分~15時

■会 場 志賀町保健福祉センター・文化ホール

★ご来場の方に★ 昼食引換券プレゼント

サザエご飯&

野菜たっぷり味噌汁

(先着300名様)

★12時~ 昼食提供★

健康講演会

演 題 「食育から健康を探る ~マスコミでは語れない食のウソ・ホント~」

10時~12時(文化ホール・大ホール)

講師:加藤 秀夫氏 (県立広島大学 健康科学科 教授)

身近にある物を使っての実験や全員参加のクイズを 行うといったユニークな講演会となっています。 皆さんお誘い合わせの上、是非ご参加ください。

### ~午後の部も催し物がたくさん!!~ 12時45分~15時(保健福祉センター)

手作り広場、各種団体等による展示・販売、 歯科相談、フッ素塗布(園児・児童対象) など、様々な催し物を準備しています♪

### 家屋の新増築・取壊しの届出について

### ■税務課 固定資産税担当 ☎32-9141 FX32-0288

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている建物に課税されます。

税務課では、町内の新増築家屋や取り壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のような ときは、税務課固定資産税担当まで届け出をお願いします。

### ●新築・増築をしたとき

税務課職員が伺い、家屋評価をします。この評価は、固定資産税の基礎となる評価額を算出するために行います。 評価は、完成後順次行う予定ですが、入居前に評価を希望する人は、完成後、早めに連絡してください。都合の 良い日を相談の上、伺います。

### ●取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、「家屋滅失届」を提出してください。 取り壊した建物については、届け出があれば翌年度から固定資産税が課税されませんが、届け出がないと課税さ れてしまうことがありますので、早めに連絡してください。

この届出は登記とは関係ありませんので、登記されている家屋の場合は、別途、自分で滅失登記をしてください。

### ●未登記家屋の所有者を変更したとき

登記されていない家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。 この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずに届け出をしてください。 この届け出は登記とは関係ありません。

### 水道メーター器無料交換のお知らせ

### 圆上下水道課 ☎32-9241

計量法の定めにより使用期間が7年を経過した水道メーター器の 無料交換作業を富来地域の次の地区を対象に9月から12月までの期 間に順次行います。

### 〈交換の対象となる地区〉

富来地頭町、富来領家町の一部

富来高田、貝田、大西、江添、田中、和田、今田、広地、栢木、 稲敷、大福寺、西海久喜のほぼ全域

メーター器を交換する家へは事前に委託業者が交換予定日を案内し た文書を配布します。約10分程度の断水にご協力をお願いします。

作業を行う前には在宅の確認をしますが、不在の場合でも交換し、 終了後に「交換完了のお知らせ」を玄関先に入れておきます。

作業完了後には、水道管に空気が混ざって水が白く濁る場合もあり ますので、しばらく出してきれいになるのを確認してから使用してく ださい。

### 水道メーターの検針にご協力を!

### 圆上下水道課 ☎32-9241

水道の検針は、1カ月に一度伺い、使用し た水量を「使用水量のお知らせ」票でお知ら せしています。検針で使用水量を把握するた め、メーターをいつも見やすい状態にしてお いてください。



①メーターボックスの上に駐 車したり、物を置いたりし ないでください。

メーターボックスのまわ りの除草をお願いします。

②犬は、出入り口や メーターボックスか ら遠く離してつない でください。



に相談しましょう。 だな」と思ったら、 のSOSかもしれません。 これらの が様子は、 親やその家庭 一人で悩まず 「心配

する。 乳幼児を置き去りにして長 室内やベランダなどにゴミ 子どもが泣いていても、 時間外出する。 うとしない。 気になっても医者に診せよ 子どもがケガをしたり、 が散乱していたり、異臭が いつも子どもの泣き叫ぶ声 いたり、あやしたりせず、 親の怒鳴り声がする。

子ども虐待に早く気づくために 小さなサインも見逃さないこ

対策地域協議会だより 志賀町要保護児童

・七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811 ・志賀町子育て支援課 ☎ 32-9122 ・志賀町児童相談 携帯電話 090-8267-4693

### 「全国一斉!法務局休日相談所」の開設

圓金沢地方法務局総務課 ☎076-292-7812 金沢地方法務局小松支局総務課 ☎0761-22-6300 金沢地方法務局七尾支局総務係 ☎0767-53-1721

法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が登記・戸籍・国籍・供託・人権などに関する 相談に応じます。

相談は無料です。予約可能(予約は、9月21日(金)まで)。相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

【日 9月23日(日) 10時から16時まで

【開催場所】 金沢地方法務局(金沢新神田合同庁舎内) 金沢市新神田四丁目3番10号

- 金沢地方法務局小松支局(小松日の出合同庁舎内) 小松市日の出町一丁目120番地
- 3 金沢地方法務局七尾支局(七尾西湊合同庁舎内) 七尾市小島町大開地3番地7

【相談内容】 • 登記(相続・遺言・売買・土地境界・会社など)

- 人権(近隣関係・子どもの人権問題など)
- 戸籍国籍(婚姻・養子縁組・成年後見・帰化など)
- 供託(給与の差押・家賃のトラブルなど)

### ひきこもり家族教室

### 間能登中部保健福祉センター ☎0767-53-2482

対象:おおむね思春期~30歳代のひきこもりの人の家族

日時	会場	内 容
9月12日(水) 14:00~15:30 申込締切:9月5日まで	能登中部 保健福祉センター	▶講義「ひきこもりについて」(14:00 ~ 15:00) 講師・助言 こころの健康センター次長 角田雅彦 医師
10月10日(水) 14:00~15:30 申込締切:10月3日まで	羽咋地域センター	▶家族交流会(15:00 ~ 15:30) ※両会場とも、講義内容は同じです。
9月26日(水) 14:00~15:30 申込締切:9月19日まで	能登中部 保健福祉センター	▶講義「家族の対応について」(14:00 ~ 14:30) 講師・助言 ひきこもり KHJ 北陸会前会長
10月24日(水) 14:00~15:30 申込締切:10月17日まで	羽咋地域センター	▶家族交流会(14:30 ~ 15:30) ※両会場とも、講義内容は同じです。

た地域でいつまでも生活できるように願っていま ★地域包括支援センターは、皆さんが、住み慣れ

や「認知症予防教室」への参加を勧め、認知症 て相談。地域で開催されている「そくさい会」 れは、調理用具で予防できないか娘さんを交え いても医師に相談するよう勧める。火の消し忘 ていたため、治療をきちんと行い、 【対応】 を進行させない生活について話し合った。 本人は物忘れを自覚。高血圧の治療を中断し 物忘れにつ

### 【相談例②】85歳の女性 独居

「今までは何とか家事をしていたが、

徐々に

配だ」と県外の娘から相談。

物忘れがでて、

鍋を焦がすことが増えたので心

られるなどの介護保険サービスが利用できるよ を利用して機能訓練を行い、入浴の世話が受け 活が送れるように、 介護保険を申請。 退院後すぐに通所サービス 本人が少しでも自立した生 (対応)

安があり、同居の妻から「私も腰痛があって自宅

半身麻痺の後遺症で退院後自宅での生活に不

【相談例①】83歳の男性

3カ月前に脳梗塞で入院

で夫を入浴させるのは困難です」と相談。

のことなどの相談窓口を開設しています。 ★地域包括支援センターでは、 介護や健康、

## 「こんにちは 地域包括支援センターです」

9 広報しか

健康福祉課(地域包括支援センター) ☎3 - 9132

【お問い合わせ先】